



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *55 和歌山県競輪事務委託規則 (商工観光労働総務課)..... 1
- *56 和歌山県営自転車競走在席投票実施規則 (")..... 2
- *57 和歌山県営自転車競走キャッシュレス投票実施規則 (")..... 6

○ 告示

- 1061 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 (環境管理課)..... 11
- 1062 令和2年度特定計量器定期検査 (商工観光労働総務課)..... 13
- 1063 吉原土地改良区の解散 (農業農村整備課)..... 13
- 1064 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 14
- 1065 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 14
- 1066 " (")..... 14
- 1067 " (")..... 15
- 1068 " (")..... 15
- 1069 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 15
- 1070 " (")..... 16
- 1071 " (")..... 16
- 1072 都市計画事業の認可 (道路建設課)..... 17
- 1073 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 17
- 1074 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 17
- 1075 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部)..... 18
- 1076 " (")..... 18

○ 公告

- 和歌山県立情報交流センターにおける指定管理者の募集 (情報政策課)..... 19

規 則

和歌山県規則第55号

和歌山県競輪事務委託規則を次のように定める。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県競輪事務委託規則

(目的)

第1条 この規則は、自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、県が行う同条第2号及び第3号の事務（以下「競輪事務」という。）を私人に委託することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 競輪事務の私人への委託については、法及び自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97

号。以下「施行規則」という。）並びに和歌山県営自転車競走実施規則（昭和37年和歌山県規則第72号）その他の規則によるほか、この規則の定めるところによる。

（委託の相手方に関する基準）

第3条 県は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び施行規則第3条第2項各号に掲げる者に競輪事務を委託しないものとする。その者を役員とする法人についても、同様とする。

（委託契約）

第4条 競輪事務の委託は、次に掲げる事項についての条項を含む契約書を作成して行うものとする。

- (1) 委託に係る競輪事務の内容及び実施方法
- (2) 委託契約の期間
- (3) 契約金額及びその支払方法
- (4) 委託契約の変更及び解除に関する事項
- (5) 秘密の保持に関する事項
- (6) その他必要な事項

（公金の払込み）

第5条 施行規則第3条第1項第2号に規定する公金取扱事務の委託を受けた者は、収納した公金を、その内容を示す計算書を添えて、県の指定する期日までに県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

（検査）

第6条 県は、委託した競輪事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、委託の相手方に対し、競輪事務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は委託の相手方の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査することができる。

（公表）

第7条 施行規則第3条第3項の規定による公表は、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

（秘密保持義務）

第8条 競輪事務の委託を受けた者は、その業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、競輪事務の私人への委託に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第56号

和歌山県営自転車競走在席投票実施規則を次のように定める。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走在席投票実施規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 利用者（第6条—第11条）
- 第3章 在席投票の実施（第12条—第26条）
- 第4章 雑則（第27条—第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、和歌山県（以下「県」という。）が自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）に基づいて施行する自転車競走（以下「競走」という。）に係る競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器であって、投票を行おうとする者を電磁的方法で識別しその利用の当日（以下「利用日」という。）に限り利用させるもの（以下「在席投票端末機」という。）による勝者投票券（以下「車券」という。）の発売（以下「在席投票」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 在席投票については、法及び自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）並びに和歌山県営自転車競走実施条例（昭和37年和歌山県条例第27号）によるほか、この規則の定めるところによる。

（在席投票の事務）

第3条 県は、在席投票を実施するため、和歌山競輪場及び県が指定する競輪場で開催される競走について、在席投票端末機による車券の発売、払戻金及び返還金の交付に関する事務（次条において「在席投票事務」という。）を行う。

（在席投票事務の委託）

第4条 県は、在席投票業務の全部又は一部を他の地方公共団体、法第38条第1項の指定を受けた法人（以下この条において「競技実施法人」という。）又は私人に委託することができる。

2 前項の委託を受けた他の地方公共団体、競技実施法人又は私人は、次章以下の規定に準じて当該事務を実施しなければならない。

（在席投票の方式）

第5条 在席投票は、在席投票端末機及び投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード（以下「電子識別カード」という。）を使用して、県の管理する自動公衆送信装置（以下「在席投票サーバ」という。）に車券購入内容を入力する方式による。

第2章 利用者

（在席投票契約）

第6条 在席投票により車券を購入できる者（以下「利用者」という。）は、県と在席投票による勝者投票に関する契約（以下「在席投票契約」という。）を締結した者とする。

（利用者の申込み）

第7条 利用者の利用申込手続は、県が別に定める方法により行う。

2 利用申込みをしようとする者（以下この条において「申込者」という。）は、住所、氏名、生年月日、電話番号その他別に定める事項を記載した利用申込書を県に提出しなければならない。

3 県は、申込者に住所、氏名、生年月日を確認するに足りる資料の提示を求めることができる。

4 県は、在席投票の円滑な実施に資するため、電子識別カードを作成し、利用申込書を提出した利用者に利用日に限り貸与するものとする。

5 利用者は、電子識別カードを貸与された場合に、利用日に限り在席投票端末機を使用して所定の方法により在席投票ができる。

6 利用者は利用日における在席投票を終了する際、電子識別カードを県に返却するものとする。

（利用者の欠格事項）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、加入者となることができない。

(1) 法第9条及び第10条に規定する者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 精神の機能の障害により車券の購入を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切

に行うことができない者

- (4) 法に違反して、罰金以上の刑に処せられた者
- (5) 県が、競輪場若しくは場外車券売場内の秩序を乱し、又は在席投票契約に違反すると認める者
- (6) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) 法人
- (8) 和歌山県営自転車競走実施規則（昭和27年和歌山県規則第72号）第70条の2又は第70条の3の規定による本人又はその家族からの申請により入場を禁止された者
（利用者番号及び暗証番号）

第9条 在席投票契約を締結する際は、県は利用日における利用者の電子識別カードごとに利用者番号を定め、当該利用者は所定の方法により電子識別カードの暗証番号を定めて、これをそれぞれ相手方に通知するものとする。

2 県は、電子識別カードを貸与した利用者が自己の暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については責任を負わないものとする。ただし、県に故意又は過失があった場合はこの限りでない。

（解約）

第10条 県は、利用者が在席投票契約の解約を申請したとき、又は、次の各号のいずれかに該当するときは、在席投票契約を解約するものとする。

- (1) 利用申込書の記載内容が真実でなかったことが判明したとき。
- (2) 第8条第1号から第6号までのいずれかに該当したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県が利用者として不相当と認めたとき。

2 前項の規定により在席投票の利用を解約された利用者は、貸与された電子識別カードを県に返却しなければならない。

（利用者投票履歴）

第11条 県は、各利用者について、次に掲げる事項を含む投票履歴を作成するものとする。

- (1) 第7条第2項の規定に基づく所定の事項
- (2) 利用者番号
- (3) 在席投票の利用年月日
- (4) 購入の内容

第3章 在席投票の実施

（車券）

第12条 車券の券面金額は、100円の整数倍に相当する額とする。

（勝者投票法の種類）

第13条 勝者投票法は、法第11条に掲げるもののうち、県が別に定める。

（競走の指定）

第14条 車券を発売する競走は、県が別に指定する。

（発売の日時）

第15条 在席投票は、県が別に定める日時に行う。

（入金）

第16条 県は、利用者が購入予定金額の入金を申し出たときは、電子識別カードにより当該利用者を識別し、購入予定金額を在席投票サーバに入力することにより、当該利用者の購入予定金額を在席投票サーバに記録するものとする。

2 県が利用者の購入予定金額の記録を完了したときは、所定の方法により、記録した購入予定金額を当該利用者に通知するものとする。

（購入限度額）

第17条 利用者の車券の購入限度額は、次のとおりとする。

- (1) 利用日における第1回目の車券の購入に係る購入限度額は、当該車券の購入直前までに在席投票サーバに記録されている購入予定金額とする。
- (2) 利用日における第2回目以降の車券の購入に係る1回の購入限度額は、在席投票サーバに記録されている車券の購入限度額から直前の回までに購入した車券の購入金額の合計額を減じた額に、当該車券の購入直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額を加え、利用者が所定の方法により精算した金額を減じ、利用者が新たに購入予定金額として在席投票サーバに記録した額を加えた額とする。
(購入限度回数)

第18条 利用日における購入限度回数は、県が別に定めるものとする。

(車券購入の方法)

第19条 在席投票に係る車券の購入の方法は、県が別に定め、あらかじめ利用者に通知するものとする。在席投票の技術の進歩その他の理由によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

(投票の成立)

第20条 在席投票は、在席投票端末機での投票において表示される確認画面で、利用者の意思が確認され、かつ、所定の条件を満たした投票が在席投票サーバに記録されたときに成立するものとする。

(投票の取消し及び変更)

第21条 投票の成立後は、利用者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号（連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法並びに重勝式勝者投票法にあつては、組）及び購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領)

第22条 発売した車券並びに払戻金及び返還金は、県が利用者に代わって利用日に限り受領するものとする。

(代理人による購入等の禁止)

第23条 車券の購入の申込みは、利用者が自ら行うものとし、これを他人に行わせ、又は他人の委託を受けて行ってはならない。

(受付の拒否)

第24条 県は、車券の購入の申込みについて疑義があるときその他これを受けることが不相当であると認めるときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第25条 車券の発売金の収納は、利用日に、在席投票サーバに記録された購入予定金額から収納することにより行う。

(払戻金又は返還金の精算)

第26条 第22条の規定により県が利用者に代わって受領した払戻金又は返還金は、購入予定金額から車券の購入金額を減じた額に、払戻金又は返還金を加えた額を所定の方法により利用日において精算するものとする。

2 利用者が利用日における在席投票を終了する際に、勝者が決定していない競走の車券があるときは、第7条第6項の規定により利用者が返却する電子識別カードと引き換えに、県は当該車券を交付するものとする。

第4章 雑則

(車券の閲覧)

第27条 第22条の規定により県が利用者に代わって受領した車券について、利用者は、当該車券に係る競走が実施された日から60日以内に限り、閲覧できるものとし、県は当該利用者が閲覧を請求した場合は、当該車券を閲覧させるものとする。

(異議の申立て)

第28条 利用者は、当該利用者が行った在席投票による車券の購入に関し、当該車券に係る競走が実施された日から60日以内に限り、県に対して異議を申し立てることができるものとする。

（投票履歴の保存）

第29条 県は、第11条第3号及び第4号により作成した投票履歴を、当該履歴に係る競走が実施された日から60日間保存するものとする。ただし、前条の異議申立て等に係る投票履歴は、必要な期間保存するものとする。

（個人情報の保護）

第30条 県は、利用者の情報であって個人に関するものについて、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の規定によるほか、同条例における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第31条 この規則に定めるもののほか、在席投票に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第57号

和歌山県営自転車競走キャッシュレス投票実施規則を次のように定める。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走キャッシュレス投票実施規則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 加入者（第6条—第16条）

第3章 キャッシュレス投票の実施（第17条—第32条）

第4章 雑則（第33条—第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、和歌山県（以下「県」という。）が自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）に基づいて施行する自転車競走（以下「競走」という。）に係る競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器であって、投票を行おうとする者を電磁的方法で識別するもの（以下「キャッシュレス投票端末機」という。）を使用した証票、電子機器その他の物（以下この条において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号であって、キャッシュレス投票の実施において県がその使用を認めたもの（第5条及び第22条において「前払式支払手段」という。）による勝者投票券（以下「車券」という。）の発売（以下「キャッシュレス投票」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 キャッシュレス投票については、法及び自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）並びに和歌山県営自転車競走実施条例（昭和37年和歌山県条例第27号）によるほか、この規則の定めるところによる。

（キャッシュレス投票の事務）

第3条 県は、キャッシュレス投票を実施するため、和歌山競輪場及び県が指定する競輪場で開催される競走について、キャッシュレス投票端末機による車券の発売、払戻金及び返還金の交付に関する事務（次条において「キャッシュレス投票事務」という。）を行う。

（キャッシュレス投票事務の委託）

第4条 県は、キャッシュレス投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、法第38条第1項の指定を受けた法人（以下この条において「競技実施法人」という。）又は私人に委託することができる。

2 前項の委託を受けた他の地方公共団体、競技実施法人又は私人は、次章以下の規定に準じて当該業務を実施しなければならない。

（キャッシュレス投票の方式）

第5条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末機及び投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード（以下「電子識別カード」という。）を使用して、県又は前条で委託を受けた者の管理する自動公衆送信装置（以下「キャッシュレス投票サーバ」という。）に車券の購入内容を入力し、また、前払式支払手段の番号、記号その他の符号を通知して使用することによって精算する方式による。

第2章 加入者

（キャッシュレス投票契約）

第6条 キャッシュレス投票により車券を購入できる者（以下「加入者」という。）は、次の各号のいずれかの方式で県とキャッシュレスによる勝者投票に関する契約（以下「キャッシュレス投票契約」という。）を締結した者とする。

(1) 窓口入金方式（キャッシュレス投票端末機を使用して購入予定金額を直接入金することで番号、記号その他の符号を記録し精算する方式）

(2) 口座振替方式（キャッシュレス投票端末機を使用して口座振替により購入予定金額に応ずる番号、記号その他の符号を記録し精算する方式）

（加入者の募集）

第7条 加入者の募集は、県が別に定める方法により行う。

2 前項の募集に応募しようとする者（以下この条において「応募者」という。）は、住所、氏名、生年月日、電話番号その他別に定める事項を記載した加入申込書に、住民票の写しその他応募者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる資料を添えて県に提出しなければならない。

3 新たに加入者となる応募者であって口座振替方式を利用しようとする者に係る確認行為は、県が別に定める銀行（以下「指定銀行」という。）において行うことができる。

4 県は、キャッシュレス投票の円滑な実施に資するため、電子識別カードを作成し、加入申込書を提出した加入者に貸与又は付与するものとする。

5 加入者は、電子識別カードを貸与又は付与された場合に、キャッシュレス投票端末機を使用して所定の方法によりキャッシュレス投票ができる。

（加入者の欠格事項）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、加入者となることができない。

(1) 法第9条及び第10条に規定する者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 精神の機能の障害により車券の購入を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(4) 法に違反して、罰金以上の刑に処せられた者

(5) 県が、競輪場若しくは場外車券売場内の秩序を乱し、又はキャッシュレス投票契約に違反すると認める者

(6) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

(7) 法人

(8) 和歌山県営自転車競走実施規則（昭和27年和歌山県規則第72号）第70条の2又は第70条の3の規定に

よる本人又はその家族からの申請により入場を禁止された者

（加入者番号及び暗証番号）

第9条 キャッシュレス投票契約を締結する際は、県は加入者の加入者番号を定め、当該加入者は自己の暗証番号を定めて、これをそれぞれ相手方に通知するものとする。

2 県は、電子識別カードを貸与又は付与した加入者が自己の暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については責任を負わないものとする。ただし、県に故意又は過失があった場合はこの限りでない。

（普通口座）

第10条 口座振替方式の利用者は、指定銀行に、県が指定する日までにキャッシュレス投票のための普通預金口座（以下「普通口座」という。）を開設しなければならない。

2 指定銀行は、加入者が普通口座を開設したときは、当該加入者の氏名並びに当該普通口座を県に通知するものとする。

（加入者台帳）

第11条 県は、加入者台帳を作成し、各加入者について、次に掲げる事項をこれに記入するものとする。

- (1) 氏名、性別及び生年月日
- (2) 住所
- (3) 勤務先
- (4) 自宅及び勤務先の電話番号
- (5) 加入者番号
- (6) 暗証番号
- (7) 銀行名（口座振替方式を利用する加入者に限る。）
- (8) 普通口座の口座番号（口座振替方式を利用する加入者に限る。）
- (9) キャッシュレス投票の利用開始年月日

（届出事項の変更）

第12条 加入者は、第7条第2項の加入申込書の記載内容に変更があった場合は、速やかにその旨を県に届け出なければならない。

2 県は、前項の届出があった場合は、その内容を前条の加入者台帳に記載するものとする。

（振替依頼）

第13条 口座振替方式を利用しようとする加入者は、購入予定金額を県の預金口座に振り替えるため、預金口座振替依頼書（以下この条において「振替依頼書」という。）を県が別に定める日までに指定銀行に提出しなければならない。

2 指定銀行は、加入者が振替依頼書を提出したときは、その旨を県に通知するものとする。

（口座振替方式の利用開始時期の通知）

第14条 県は、口座振替方式を利用しようとする加入者が第10条第1項及び第13条第1項に定める手続を完了し、かつ、指定銀行が第10条第2項及び第13条第2項の手続を完了したときは、遅滞なく、口座振替方式の開始期日を定め、これを当該加入者に通知するものとする。

（解約）

第15条 県は、加入者がキャッシュレス投票契約の解約を申請したとき、又は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャッシュレス投票契約を解約するものとする。

- (1) 加入申込書又は添付書類に記載された事項が真実でなかったことが判明したとき。
- (2) 第8条第1号から第6号までのいずれかに該当したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県が加入者として不適当と認めたとき。

2 前項の規定によりキャッシュレス投票契約を解約された加入者は、貸与又は付与された電子識別カードを県に返却しなければならない。

（加入者投票履歴）

第16条 県は、各加入者について、次に掲げる事項を含む投票履歴を作成するものとする。

- (1) 加入者番号
- (2) キャッシュレス投票の利用年月日
- (3) 購入の内容

第3章 キャッシュレス投票の実施

（車券）

第17条 車券の券面金額は、100円の整数倍に相当する額とする。

（勝者投票法の種類）

第18条 勝者投票法は、法第11条に掲げるもののうち、県が別に定める。

（競走の指定）

第19条 車券を発売する競走は、県が別に指定する。

（発売の日時）

第20条 キャッシュレス投票は、県が別に定める日時に行う。

（入金又は番号、記号その他の符号の記録）

第21条 キャッシュレス投票における番号、記号その他の符号の記録は、次のとおりとする。

- (1) 窓口入金方式を利用する加入者は、購入予定金額の入金を申し出、又は、キャッシュレス投票端末機を使用して購入予定金額を県の預金口座に直接入金操作をすることにより、購入予定金額に相当する番号、記号その他の符号をキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。
- (2) 口座振替方式を利用する加入者は、所定の方法により、購入予定金額を普通口座から県の預金口座に振り替えることにより、購入予定金額に相当する番号、記号その他の符号をキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。
- 2 県の預金口座に入金又は振り替えられキャッシュレス投票サーバに記録する購入予定金額は、1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算してキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。
- 3 加入者が購入予定金額を番号、記号その他の符号としてキャッシュレス投票サーバに記録したときは、所定の方法により、番号、記号その他の符号の数量を当該加入者に通知するものとする。
- 4 加入者は、キャッシュレス投票サーバに記録した番号、記号その他の符号を使用して、100単位の番号、記号その他の符号当たり100円の車券を購入することができる。

（番号、記号その他の符号の取扱い）

第22条 番号、記号その他の符号の取扱いについて、県は別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。県が前払式支払手段による車券の販売の方式を変更しようとするときも、同様とする。

（購入限度額）

第23条 窓口入金方式を利用する加入者の車券の購入限度額は、次のとおりとする。

- (1) キャッシュレス投票実施日における第1回目の車券の購入に係る購入限度額は、当該車券の購入直前までにキャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額とする。
 - (2) キャッシュレス投票実施日における第2回目以降の車券の購入に係る1回の購入限度額は、キャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額から、直前の回までに購入した車券の購入金額の合計額を減じた額に、当該車券の購入直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額を加え、加入者が所定の方法により精算した金額を減じ、加入者が新たに購入予定金額としてキャッシュレス投票サーバに記録した番号、記号その他の符号に相当する額を加えた額とする。
- 2 口座振替方式を利用する加入者の車券の購入限度額は、次のとおりとする。
- (1) キャッシュレス投票実施日における第1回目の車券の購入に係る購入限度額は、当該車券の購入直前までにキャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額とする。
 - (2) キャッシュレス投票実施日における第2回目以降の車券の購入に係る1回の購入限度額は、キャッシ

キャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額から直前の回までに購入した車券の購入金額の合計額を減じた額に、当該車券の購入直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額を加え、加入者が所定の方法により精算した金額を減じ、加入者が新たに購入予定金額としてキャッシュレス投票サーバに記録した番号、記号その他の符号に相当する額を加えた額とする。

（購入限度回数）

第24条 キャッシュレス投票実施日における購入限度回数は、県が別に定めるものとする。

（車券購入の方法）

第25条 キャッシュレス投票における車券購入の方法は、県が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。キャッシュレス投票の技術の進歩その他の理由によりそれを変更しようとするときも、同様とする。

（投票の成立）

第26条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末機での投票において表示される確認画面で、加入者の意思が確認され、かつ、所定の条件を満たした投票がキャッシュレス投票サーバに記録されたときに成立するものとする。

（投票の取消し及び変更の制限）

第27条 投票の成立後は、加入者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号（連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法並びに重勝式勝者投票法にあっては、組）及び購入金額の変更をすることができない。

（車券等の受領）

第28条 発売した車券並びに払戻金及び返還金は、県が加入者に代わって受領するものとする。

（代理人による購入等の禁止）

第29条 車券の購入の申込みは、加入者が自ら行うものとし、これを他人に行わせ、又は他人の委託を受けて行ってはならない。

（受付の拒否）

第30条 県は、車券の購入の申込みについて疑義があるときその他これを受けることが不相当であると認めるときは、これを受け付けないものとする。

（発売金の収納）

第31条 車券の発売金の収納は、加入者が県の預金口座に入金又は振り替えた購入予定金額であって、キャッシュレス投票実施日にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する額から収納することにより行う。

（払戻金又は返還金の番号、記号その他の符号の記録又は精算）

第32条 第28条の規定により県が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算してキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

2 第28条の規定により県が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金の精算は、次のとおりとする。

- (1) 加入者がキャッシュレス投票端末機で精算指示を行った日（以下この条において「精算指示日」という。）にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する金額を精算するものとする。
- (2) 口座振替方式を利用する加入者が所定の方法により精算指示日にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する金額を精算するものとする。

第4章 雑則

（車券の閲覧）

第33条 第28条の規定により県が加入者に代わって受領した車券について、加入者は、当該車券に係る競走が実施された日から60日以内に限り、閲覧できるものとし、県は当該加入者が閲覧を請求した場合は、当該車券を閲覧させるものとする。

（異議の申立て）

第34条 加入者は、当該加入者が行ったキャッシュレス投票による車券の購入に関し、当該車券に係る競走が実施された日から60日以内に限り、県に対して異議を申し立てることができるものとする。

（投票履歴の保存）

第35条 県は、第16条第2号及び第3号により作成した投票履歴を、当該履歴に係る競走が実施された日から60日間保存するものとする。ただし、前条の異議申立て等に係る投票履歴は、必要な期間保存するものとする。

（個人情報の保護）

第36条 県は、加入者の情報であって個人に関するものについて、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の規定によるほか、同条例における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第37条 この規則に定めるもののほか、キャッシュレス投票に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1061号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1
氏名又は名称 和歌山県農業協同組合連合会 代表理事理事長 楠本健次
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月980
名称 和歌山県農業協同組合連合会 桃山食品工場
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和2年8月7日から同月27日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部生活環境課
別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	硝酸性窒素 (mg/L)
第10号口洗浄機施設 (CIP)	1	洗浄液加熱 20t/h	既設	24時間	通常	207	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	-	<0.1
					最大	620	6-8	40	30	10	12	<0.05	<2.0	-	11.1
第10号口洗浄機施設 (CIP)	1	洗浄液加熱 30t/h	既設	24時間	通常	209	6-8	40	30	10	<0.2	<0.05	<2.0	-	<0.1
					最大	626	6-8	40	30	10	12	<0.05	<2.0	-	11.1

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等の処理方式	使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
						区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	アンモニア等 (mg/L)	
排水処理施設	コンクリート製	W27.9 × L65.7 × H5.2	4,300	生物担体汚泥法、凝集沈殿処理	既設	通常	処理前	3,320	4-8	2,000	1,500	500	9.2	6.9	<2.0	無数	<0.1
							処理後	3,261.6	6-8	10	20	7	9.2	4.802	<2.0	500	8
						最大	処理前	4,072.5	4-12	2,000	1,500	500	14.0	7.0	<2.0	無数	50
							処理後	4,000	6-8.5	15	30	10	14.0	4.872	<2.0	900	12

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	アンモニア等 (mg/L)
No.1排水口 (工場排水)	通常	3,261.6	6-8	10	20	7	9.2	4.802	<2.0	500	8
	最大	4,000	6-8.5	15	30	10	14.0	4.872	<2.0	900	12
No.2排水口 (生活排水)	通常	12	6-8	20	30	50	9.2	6.9	5	1,000	-
	最大	27	6-8.5	20	30	70	14.0	7.0	5	3,000	-
雨水排水口	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第1062号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、令和2年度特定計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施期日を次のとおり定めたので、告示する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施期日
紀美野町	紀美野町役場長谷毛原出張所	令和2年9月24日
	紀美野町役場国吉出張所	〃
	ながみね農業協同組合美里支店	〃
	紀美野町農業構造改善センター	令和2年9月25日
	紀美野町中央公民館	〃
広川町	広川町役場	令和2年10月13日
海南市	海南市立加茂川幼稚園	令和2年11月5日
	海南市下津港湾防災会館	〃
	塩津コミュニティセンター	令和2年11月6日
	海南市下津行政局	〃
	亀川公民館	令和2年11月11日
	大野公民館	〃
	海南市役所野上支所	〃
	内海公民館	令和2年11月12日
	黒江防災コミュニティセンター	〃
	海南保健福祉センター	令和2年11月13日
湯浅町	湯浅町役場	令和2年11月26日
	〃	令和2年11月27日

3 所在場所検査

2の規定にかかわらず、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、令和2年9月24日から令和3年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

和歌山県告示第1063号

吉原土地改良区は、令和2年8月7日解散したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第3項の規定により公告する。

令和2年8月7日

和歌山県告示第1064号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 岩出市根来字洞尾2277の15
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1065号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1066号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1067号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1068号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1069号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1070号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1071号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1072号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施工者の名称
新宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
新宮都市計画道路事業3・4・2号千穂王子ヶ浜線
- 3 事業施工期間
令和2年8月7日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
和歌山県新宮市徐福二丁目、丸山及び蓬萊3丁目地内
使用の部分
なし

和歌山県告示第1073号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

川湯地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する既設標柱7号と標柱16号を結んだ線、標柱16号と既設標柱11号を結んだ線、既設標柱11号と既設標柱10号を結んだ線、既設標柱10号と既設標柱13号を結んだ線、既設標柱13号と既設標柱7号を結んだ線によって囲まれた区域を平成8年4月5日和歌山県告示第388号、平成24年12月14日和歌山県告示第1465号で指定した川湯地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
16号	田辺市	本宮町	川湯	川湯	1449番	

和歌山県告示第1074号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3507	岩出市根来字大坪720番の一部、744番の一部、745番1の一部、748番1の一部	和歌山市南材木丁二丁目10 株式会社フジシマ不動産 代表取締役 藤林正樹	令和 2.7.21	6.00	81.40
------	---	--	--------------	------	-------

和歌山県告示第1075号

人事監察管理システム更新委託及び機器賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
人事監察管理システム更新委託及び機器賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 落札者を決定した日
令和2年6月4日
- 落札者の氏名及び住所
和歌山県警察人事監察管理システム更新委託及び機器賃貸借業務・NECAP/NEXSコンソーシアム
（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
（構成員）NECネクサソリューションズ株式会社
東京都港区三田一丁目4番28号
- 落札金額
100,174,800円（うち消費税及び地方消費税の額9,106,800円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年4月21日

和歌山県告示第1076号

グループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
グループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

- 3 落札者を決定した日
令和2年6月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山県警察グループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム
(代表者) NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
(構成員) 日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
116,039,000円（うち消費税及び地方消費税の額10,549,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年4月28日

公 告

公 告

県が設置する和歌山県立情報交流センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和2年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要
 - (1) 施設が所在する建物等の概要
 - ア 名称
和歌山県立情報交流センターBig・U（以下「Big・U」という。）
 - イ 所在地
和歌山県田辺市新庄町3353-9
 - ウ 規模、構造等
 - (ア) 敷地面積 46,640㎡
 - (イ) 延床面積 9,679.59㎡
 - (ウ) 構造 鉄骨造 地上2階建
 - エ 入居機関
Big・Uは、次の入居機関による複合施設である。
 - (ア) 和歌山県立情報交流センター
 - (イ) 和歌山県教育センター学びの丘（以下「教育センター」という。）
 - (ウ) 和歌山県立紀南図書館（以下「図書館」という。）
 - (2) 施設の概要
 - ア 名称
和歌山県立情報交流センター
 - イ 規模
Big・Uのうち、次に掲げる部分を除外した部分とする。
 - (ア) 教育センターが独占的に使用する部分
 - (イ) 図書館が独占的に使用する部分
 - ウ 施設に入居している団体等

- (ア) 国立大学法人和歌山大学南紀熊野サテライト
- (イ) 放送大学和歌山学習センター田辺教室
- (ウ) 特定非営利活動法人情報セキュリティ研究所
- (エ) 株式会社テレビ和歌山田辺支局
- (オ) SOHOブースに入居するSOHO事業者
- (カ) その他県が必要と認める団体等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県立情報交流センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 募集要項に記載する選定審査方法により、評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 令和2年8月7日（金）から同月20日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号 和歌山県庁南別館4階
- (2) 現地説明会
- ア 日時 令和2年8月21日（金）午後1時30分
- イ 場所 田辺市新庄町3353-9
和歌山県立情報交流センター
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- エ 注意事項 募集要項配布時に配布した資料一式を持参すること。
- (3) 現地説明会の参加手続
- 現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。
- ア 参加申込書の配布
- (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
- (イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和2年8月24日（月）から同年9月7日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 令和2年9月11日（金）

ウ 注意事項

- (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
- (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和2年9月14日（月）から同月29日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和2年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和3年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2407

ファクシミリ番号 073-428-1136